

基総発0901第1号
平成23年9月1日

労働基準局所管特例民法法人
代表者 殿

厚生労働省労働基準局総務課長

東京電力及び東北電力管内における電気の使用制限の緩和について（周知）

東京電力及び東北電力管内を中心とした夏期の節電に向けた貴法人の節電実行計画の策定については、平成23年6月10日付け基総発0610第1号「夏期の電力需給対策に係る「節電実行計画」の策定・公表等について」により指示したところであるが、今後の両電力管内の需給状況等を総合的に勘案し、8月30日に、政府の「電力需給に関する検討会合」において、「電気事業法第27条に基づく電気の使用制限緩和等について」（別添参考資料参照。以下「制限緩和決定」という。）が取りまとめられたところである。

制限緩和決定では、電気事業法第27条に基づく電気の使用制限措置は、東日本大震災及び新潟・福島豪雨災害の全被災地域については本年9月2日をもって、これら地域以外の東京電力管内については本年9月9日をもって前倒しで終了することとされている。ただし、この使用制限措置が終了した後も、15%の需要抑制を努力目標として残しつつ、国民生活及び経済活動に支障がなく、無理をしない範囲で節電を行うよう求めている。

このような中で、厚生労働省においては「厚生労働省節電実行計画」に基づく節電対策に引き続き取り組むこととしていることから、貴法人におかれても、貴法人自身の「節電実行計画」に基づいた取組を引き続き実施するようお願いする。

【照会先（特例民法法人担当）】

厚生労働省労働基準局総務課監理係 千葉
電話 03-5253-1111（内線 5583）

News Release



平成23年8月30日

電気事業法第27条に基づく電気の使用制限の緩和について

平素より節電への御理解・御協力をいただき、御礼を申し上げます。
今般、電力需給に関する検討会合が開催され、東北電力管内・東京電力管内の需給バランスが改善していることや、被災地の方々からの早期終了を求める声があることを踏まえ、

- ① 9月2日(金)を最後に、東日本大震災及び新潟・福島豪雨の被災地に所在する大口需要家の方々に対する電気事業法第27条に基づく電気の使用制限を終了すること、
 - ② 9月9日(金)を最後に、東京電力管内に所在する大口需要家の方々に対する電気事業法第27条に基づく電気の使用制限を終了すること、
- が決定されました。

1. 緩和内容

①について

- ・東日本大震災及び新潟・福島豪雨の被災地(下記参照)に所在する大口需要家(契約電力500kW以上)の方々については、9月2日(金)を最後に、電気事業法第27条に基づく電気の使用制限を終了します(9月5日(月)からは適用除外とします)。

<東日本大震災及び新潟・福島豪雨の被災地>

- 青森県八戸市、上北郡おいらせ町
- 岩手県全市町村
- 宮城県全市町村
- 福島県全市町村
- 新潟県新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、見附市、十日町市、五泉市、上越市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、田上町、阿賀町、中魚沼郡津南町
- 茨城県日立市、ひたちなか市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、那珂市、水戸市、笠間市、小美玉市、鹿嶋市、潮来市、神栖市、鉾田市、行方市、つくば市、土浦市、取手市、牛久市、龍ヶ崎市、石岡市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、筑西市、常総市、桜川市、下妻市、北相馬郡利根町、久慈郡大子町、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、稲敷郡阿見町、稲敷郡河内町、稲敷郡美浦村、那珂郡東海村

- ▶ 栃木県宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町
- ▶ 千葉県浦安市、我孫子市、香取市、旭市、習志野市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市美浜区

②について

- ・上記被災地以外の東京電力管内（栃木県の一部、群馬県、茨城県の一部、埼玉県、千葉県の一部、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県の一部）に所在する大口需要家の方々については、9月9日（金）を最後に電気事業法第27条に基づく電気の使用制限を終了します（22日（木）から約2週間の前倒し）。
（注）被災地以外の東北電力管内（青森県の一部、秋田県、山形県、新潟県の一部）に所在する大口需要家の方々に対する電気事業法第27条に基づく電気の使用制限については、従来どおり9月9日（金）までとします。

（注）節電のお願いについて

- ・今般の緩和措置によって、①については9月2日（金）を最後に、②については9月9日（金）を最後に、電気事業法第27条に基づく電気の使用制限が解除されることとなりますが、9月中下旬に残暑が戻る可能性もあることから、使用制限解除後も15%の需要抑制は努力目標として残すこととします。ただし、気温も下がってくることから、国民生活及び経済活動に支障がなく、無理をしない範囲で節電に取り組んでいただきますようお願いいたします。

2. 諸手続

①・②共通

- ・9月5日付で「使用最大電力の制限に係る経済産業大臣が指定する地域、期間等（平成23年経済産業省令告示第126号）」を改正するため、大口需要家の方々に申請手続等を行っていただく必要はございません。

（注）共同使用制限スキームを活用している場合について

- ・東日本大震災及び新潟・福島豪雨の被災地に所在する大口需要家の方々と共同使用制限スキームを活用している大口需要家の方々は、東北経済産業局・関東経済産業局に御提出いただいた「電力共同抑制申請書」に記載した予定どおりに電気の使用をしてください。今般の緩和措置を踏まえ、電力共同抑制申請書の変更申請をしていただく必要はございません。

(本発表資料のお問い合わせ先)

資源エネルギー庁

電力・ガス事業部 電力需給流通政策室長 吉川徹志

担当者：小柳、当間

電 話：03-3501-1511 (内線 4581~90)

03-3501-1748 (直通)